

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

8月30日発行
Vol.610

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

8/22 火 ~ 23 水

南相馬市HP

「みなみそうまとピックス」から

65歳以上のための体力測定会

8月22日から23日に、市と福島県立医科大学保健科学部の共同で65歳以上の体力測定会が浮舟文化会館で開催されました。



2ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまとピックス」から

- ・65歳以上のための体力測定会 ----- 2
- ・秋田県秋田市への職員派遣 ----- 2

●被災自治体News

南相馬市 -----	3
浪江町 -----	15
双葉町 -----	16, 20
福島県 -----	17

●東京電力ホールディングス

- ・ALPS処理水放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償のご案内 ----- 19

8/22 火 ~ 23 水

65歳以上のための体力測定会

8月22日から23日に、市と福島県立医科大学保健科学部の共同で65歳以上の体力測定会が浮舟文化会館で開催されました。

参加者は、一般の健康診断の検査項目には含まれない「血管老化度、歩行能力、認知機能、転倒のリスク度、嚥下能力」などの生活機能にかかわる項目を、先端技術を用いて測定し、その結果を専門家からその場で個別に説明を受けました。

昨年度に引き続き2年目の事業で、今後も継続して実施する予定です。



8/18 金

秋田県秋田市への職員派遣

7月15日からの大雨の被害により、秋田県秋田市から応援要請が出され、南相馬市から職員2人を派遣しました。派遣期間は8月18日～23日です。

8月18日に市役所から出発し、秋田市では建物被害認定調査などの実施を支援しました。





南相馬市からのお知らせ

令和6年度育英資金貸付制度

8月29日HP更新

令和6年4月に大学・短大または高等専門学校、専修学校および高等学校(以下、大学等)に進学する方や在学中の方を対象に南相馬市育英資金修学生の候補者を募集します。

▶ 令和6年度南相馬市育英資金貸付 募集要項 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/bosyuuyoukou.pdf>



貸し付けを受ける方の資格

- 大学等に令和6年度入学予定または在学中であり、品行が正しく、学術に優れている方
- 進学するまで南相馬市に引き続き1年以上住所を有していた方
- 市が定める所得要件を満たす方
- 南相馬市の看護師等修学資金、保育士等修学資金または介護福祉士等修学資金の貸し付けを受けていない方

貸付額

貸付種別	貸付額
大学(短大を含む)	月額 64,000円以内
高等専門学校または専修学校(2年以上)	月額 40,000円以内
高等学校	月額 18,000円以内
入学資金(令和6年度入学者のみ) (高等学校入学の場合を除く)	400,000円以内

貸付期間

在学する大学等の正規の修学期間

貸付金の返還(無利子)

返還開始時期	卒業の年の10月から
返還期間	貸付期間の3倍の期間で返還 (ただし、最長18年間で返還)

次ページへ続きます 

【例】「4年制大学の場合」

月額64,000円+入学資金400,000円の貸付けを希望した場合

- 貸付期間： 令和6年4月から令和10年3月までの48カ月
- 入 学： 令和6年4月
- 卒 業： 令和10年3月
- 返還期間： 令和10年10月から令和22年9月までの144カ月
- 返 還 額： 月額24,200円（端数が出た場合、最終返還月で調整）

返還の一部免除

育英資金の貸し付け完了後、以下の全ての要件を満たすことで、返還の一部が免除されます。

- 平成31年4月1日以降に育英資金の返還を開始する方
- 大学等を卒業した月の翌月の初日から育英資金の返還が完了する日までの間に育英資金の貸し付けを受けた期間と同期間継続して南相馬市内に住所を有している方
- 南相馬市内に住所を有している間、就業している方
- 育英資金の返還を滞納していない方
- 市税の滞納がない方
- 南相馬市修学資金の給付を受けていない方

※ 詳しくは募集要項3～4ページをご覧ください。

募集期間

9月1日(金)～9月29日(金)

注意 申請が募集枠に満たない場合は、申請期間以降も随時受け付けます。

申請に必要な書類

- 育英資金貸付願書
- 学校の長の発行する修学生推薦調書
- 世帯全員の住民票の写し
- 世帯全員の所得証明書
- 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 連帯保証人の所得証明書
- 在学証明書(令和6年入学予定の方は、令和6年4月に提出していただきます。)
- 口座振替依頼書(振込口座の通帳の写しを添付してください。)
- 入学前に入学資金の貸し付けを希望する場合、進学先からの合格通知書

注意 申請時点で合格していない場合、合格し次第提出していただきます。

入学資金は、合格通知書の提出後、約1カ月程度で振り込みます。

次ページへ続きます 

ダウンロード

▶ 様式第1号 育英資金貸付願書 [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/yousiki1ikuei.docx>



▶ 様式第1号 育英資金貸付願書 (記載例) [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/yousiki1ikueikisairei.docx>



▶ 様式第2号 学校の長の発行する修学生推薦調書 [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/yousiki2ikuei.doc>



▶ 様式第2号 学校の長の発行する修学生推薦調書 (記載例) [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/yousiki2ikueikisairei.doc>



▶ 返還シミュレーション [Word]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/20221020_8cqa.docx



▶ 育英資金振込口座振替依頼書 (別紙1) [Word]

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/20221020_g5uob.docx



【申請・問い合わせ先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地
南相馬市教育委員会事務局 教育総務課

TEL 0244-24-5282

令和6年度修学資金給付制度

8月29日HP更新

令和6年度南相馬市修学資金給付制度修学生を募集します。

▶ 令和6年度南相馬市修学給付 募集要項 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/bosyuyoko.pdf>



給付を受ける方の資格

- 品行方正で、学習意欲が高く、学業成績が優秀である方
- 注意** 高等学校における最終2カ年(評定が出ている直近2カ年)の評定の全てを加算し、評定の出ている科目数で除した数値(平均値)が4.0以上であること
- 注意** 大学に在学中の方は、在学中の大学における学業成績が本人の属する学部(科)の平均水準以上であること
- 大学に入学するまで、または入学の目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していた方
- 市が定める所得要件を満たす方
- 世帯に市税等の滞納がない方(分割納付誓約をしている方を除く)
- 国、県または他の団体から同種類の修学資金の貸し付けまたは給付を受けていない方
- 南相馬市の看護師等修学資金、保育士等修学資金または介護福祉士等修学資金の貸し付けを受けていない方

【採用された場合のお願い】

採用された方には、令和6年3月に開催予定の「市長・教育長との懇談会」に参加をお願いいたします。

給付額

月額 40,000円

給付期間

在学する学校の正規の修学期間

募集期間

9月1日(金)～9月29日(金)

注意 申請が募集枠に満たない場合は、申請期間以降も随時受け付けます。

次ページへ続きます 

申請に必要な書類

- 修学資金支給願書
- 修学資金受給者推薦調書
- 高等学校長が発行する成績証明書
- 大学在学中の場合、大学の成績証明書
- 世帯全員の住民票の写し
- 世帯全員の所得証明書
- 世帯に市税等の滞納がないことを明らかにできる書類

ダウンロード

▶ 様式第1号 修学資金支給願書 [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/yousiki1.docx>



▶ 様式第1号 修学資金支給願書 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/yousiki1.pdf>



▶ 様式第1号 修学資金支給願書 (記載例) [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/yousiki1kisairei.pdf>



▶ 様式第2号 修学資金受給者推薦調書 [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/yousiki2.docx>



▶ 様式第2号 修学資金受給者推薦調書 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/yousiki2.pdf>



【申請・問い合わせ先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地
南相馬市教育委員会事務局 教育総務課

TEL 0244-24-5282

令和6年度南相馬市看護師等修学資金貸付制度

8月29日HP更新

南相馬市看護師等修学資金事業は、看護師等の養成施設卒業後、直ちに市内の医療機関等において看護師等として業務に従事しようとする方を対象に、修学資金の貸し付けを行うものです。

※ 一定の条件を満たした場合、返還が免除されます。

▶ 南相馬市看護師等修学資金貸付 募集要項 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/bosyuuyoukoukangosi.pdf>



対象

- 保健師、助産師、看護師または准看護師、その他の医療職(※1)の養成施設に在学している方、または令和6年度に入学予定の方
- 養成施設を卒業後直ちに看護師等の免許を取得し、その後直ちに市内の医療機関等(※2)で看護師等業務に従事する意思がある方

※1 その他の医療職(令和6年度新規貸付開始分)

薬剤師・臨床検査技師・視能訓練士・歯科衛生士・歯科技工士・放射線技師・臨床工学技士・作業療法士・言語聴覚士

※2 医療機関等

病院、診療所または福祉事業所(介護事業所・障がい福祉事業所)
保健師、助産師、看護師および准看護師にあつては歯科医業を除く場所

注意 学生を対象としているため、勤めている方は対象外です。

貸付額

1. 授業料相当の資金

- 保健師、助産師または看護師、その他の医療職の養成施設に在学している方
…月額45,000円以内
- 准看護師の養成施設に在学している方…月額34,000円以内

2. 生活費相当の資金 月額55,000円以内

3. 入学資金 400,000円以内(令和6年度入学者のみ)

注意 福島県保健師等修学資金制度との併用はできません。

次ページへ続きます 

返還免除要件

修学資金貸付期間相当の期間、南相馬市内の医療機関等で看護師などの業務に従事した場合、返還が免除されます。

申請期間

9月1日(金)～9月29日(金)

注意 申請が募集枠に満たない場合は、申請期間以降も随時受け付けます。

申請方法

郵便または持参

申請に必要な書類

- 看護師等修学資金貸付申請書
- 履歴書
- 在学証明書
 - 保健師、助産師、看護師または准看護師、その他の医療職の養成施設に在学または在所していることを証する書面
 - ※令和6年度入学予定の方は、令和6年4月以降に提出していただきます。
- 申請者の住民票(写し)
- 連帯保証人の住民票(写し)
- 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 連帯保証人の所得証明書
- 口座振替依頼書(通帳の写しも添付してください。)
- 入学前に入学資金の貸し付けを希望する場合、養成施設からの合格通知書
 - 注意** 申請時点で合格していない場合、合格し次第提出していただきます。
 - 入学資金の振り込みは合格通知書の提出後となります。

※その他、必要に応じ上記以外の書類を提出していただく場合があります。

ダウンロード

- ▶ 様式第1号 看護師等修学資金貸付申請書(様式・記載例) [Word]
<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/yousiki1kangosi.docx>



- ▶ 様式第2号 履歴書(様式・記載例) [Word]
<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/yousiki2kangosi.docx>



次ページへ続きます 

▶ 口座振替依頼書(様式・記載例) [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/kouzahurikaeraikangosi.docx>

【申請・問い合わせ先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地
南相馬市教育委員会事務局 教育総務課

TEL 0244-24-5282

令和6年度南相馬市保育士等修学資金貸付制度

8月29日HP更新

南相馬市保育士等修学資金貸付事業は、保育士等の養成施設卒業後、直ちに市内の私立保育園・幼稚園で保育士、幼稚園教諭として従事しようとする方を対象に、修学資金の貸し付けを行うものです。

※ 一定の条件を満たした場合、返還が免除されます。

▶ 南相馬市保育士等修学資金貸付 募集要項 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/bosyuuyoukouhoikusi.pdf>

対象

次のすべてを満たす方

- 保育士などの養成施設に在学または入学を予定している方(通信制は対象外です)
- 養成施設を卒業(資格取得)後、直ちに南相馬市内の私立保育園・幼稚園などで保育士または幼稚園教諭として業務に従事する意思のある方

貸付額

1. 授業料相当の資金 月額50,000円以内
2. 入学資金 400,000円以内(令和6年度入学の方のみ)
3. 就職準備の資金 400,000円以内

注意 各資金ごとの貸し付けが可能です。
福島県保育士修学資金制度との併用はできません。

次ページへ続きます

返還免除要件

修学資金貸付期間相当の期間、市内私立保育園・幼稚園などで保育士、幼稚園教諭の業務に従事した場合、返還が免除されます。

申請期間

9月1日(金)～9月29日(金)

注意 申請が募集枠に満たない場合は、申請期間以降も随時受け付けます。

申請方法

郵便または持参

申請に必要な書類

- 保育士等修学資金貸付申請書
- 履歴書
- 在学証明書
保育士等養成施設に在学または在所していることを証する書面
注意 令和6年度入学予定の方は、令和6年4月に提出していただきます。
- 申請者の住民票(写し)
- 連帯保証人の住民票(写し)
- 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 連帯保証人の所得証明書
- 申請者が属する世帯全員の課税(所得)証明書
- 学業成績証明書
- 就職先の雇用契約書、雇用条件通知書(写し)または内定通知書(写し)
注意 就職準備資金の貸付申請の際に提出
- 口座振替依頼書および通帳の写し
- 入学前に入学資金の貸し付けを希望する場合、養成施設からの合格通知書
注意 申請時点で合格していない場合、合格し次第提出していただきます。
入学資金の振り込みは合格通知書の提出後となります。

※その他、必要に応じ上記以外の書類を提出していただく場合があります。

ダウンロード

- ▶ 様式第1号 保育士等修学資金貸付申請書(様式・記載例) [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/youshiki1hoikusi.docx>



- ▶ 様式第2号 履歴書(様式・記載例) [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/yousiki2hoikusi.docx>



- ▶ 口座振替依頼書(様式・記載例) [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/kouzahurikaeraisyohoikusi.docx>



【申請・問い合わせ先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地
南相馬市教育委員会事務局 教育総務課

TEL 0244-24-5282

令和6年度南相馬市介護福祉士等修学資金貸付制度

8月29日HP更新

市教育委員会では、介護福祉士・社会福祉士を目指す方向けの「介護福祉士等修学資金貸付」の申請を受け付けます。

介護福祉士等修学資金貸付制度は、介護福祉士および社会福祉士の養成施設に在学している方で、資格を取得し卒業後、直ちに市内の介護施設等で業務に従事しようとする方を対象に、修学資金の貸付けを行うものです。

※ 一定の条件を満たした場合、返還が免除されます。

- ▶ 南相馬市介護福祉士等修学資金貸付 募集要項 [PDF]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/bosyuuyoukoukaigohukusisi.pdf>



対象

- 介護福祉士、社会福祉士の養成施設に在学している方、または令和6年度に入学予定の方
- 資格を取得し、卒業後直ちに市内の介護施設等に従事する意思がある方

次ページへ続きます 

貸付額

1. 授業料相当の資金 月額50,000円以内
2. 生活費相当の資金 月額55,000円以内
3. 入学資金 400,000円以内(令和6年度入学者のみ)

注意 福島県介護福祉士修学資金制度との併用はできません。

返還免除要件

修学資金貸付期間相当の期間、南相馬市内の介護施設等で業務に従事した場合、返還が免除されます。

申請期間

9月1日(金)～9月29日(金)

注意 申請が募集枠に満たない場合は、申請期間以降も随時受け付けます。

申請方法

郵便または持参

申請に必要な書類

- 介護福祉士等修学資金貸付申請書
- 履歴書
- 在学証明書
介護福祉士、社会福祉士の養成施設に在学または在所していることを証する書面
- **注意** 令和6年度入学予定の方は、令和6年4月に提出していただきます。
- 申請者の住民票(写し)
- 連帯保証人の住民票(写し)
- 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 連帯保証人の所得証明書
- 申請者が属する世帯全員の課税(所得)証明書
- 学業成績証明書
- 口座振替依頼書および通帳の写し
- 入学前に入学資金の貸し付けを希望する場合、養成施設からの合格通知書
- **注意** 申請時点で合格していない場合、合格し次第提出していただきます。
入学資金の振り込みは合格通知書の提出後となります。

※その他、必要に応じ上記以外の書類を提出していただく場合があります。

次ページへ続きます 

ダウンロード

▶ 様式第1号 介護福祉士等修学資金貸付申請書(様式・記載例) [Word]
<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/yousiki1kaigohukusisi.docx>



▶ 様式第2号 履歴書(様式・記載例) [Word]
<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/yousiki2kaigohukusisi.docx>



▶ 口座振替依頼書(様式・記載例) [Word]
<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/40/kouzahurikaeiraisyokaigohukusisi.docx>



【申請・問い合わせ先】

〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地
 南相馬市教育委員会事務局 教育総務課

TEL 0244-24-5282



みなみそうまチャンネル



電話でのお問合せ
 TEL:0244-26-5663



南相馬市

<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

番組内容 [8/25~9/1]

- 毎時 00分~ オープニング&今週の番組
- 02分~ 南相馬市第三次総合計画 CONCEPTMOVIE
- 03分~ 令和5年度 相馬野馬追 -野馬懸-
- 31分~ 生涯学習チャンネル ~親子で彩るグラスサンドアート~
- 44分~ シェリー&ネイトの English Corner
 “Lesson10 学校で学ばなかった便利なフレーズ ~病院で使える英語 編~”
- 48分~ 今年もさくらんぼありがとうございます
- 52分~ クーリングシェルターみなみそうま開設のお知らせ
- 53分~ 第36回野馬追の里 健康マラソン大会
 第18回ウオーキング大会 -参加者募集のお知らせ-
- 57分~ 気をつけろ なりすまし詐欺編
- 59分~ リクエストアワーのお知らせ



みゆーまくん



浪江町からのお知らせ

お彼岸時期に大堀・苅野防災コミュニティセンターのトイレを利用できます

8月9日HP更新

お彼岸の墓参り時期に、大堀・苅野防災コミュニティセンターのトイレを下記日程で開放します。

使用できる期間と時間

9月20日～26日（土・日・祝日を含む）

午前9時～午後5時

施設の場所

- 大堀防災コミュニティセンター：浪江町大字小野田字下原1番地（大堀総合グラウンド跡地近隣）

※消防団車庫の間のスロープを上がった先の入口（ドア）から入ります。



- 苅野防災コミュニティセンター：浪江町大字苅宿字鹿畑16（苅野小学校跡地近隣）

※当日は入口付近に誘導看板を設置します。



注意事項

開放するのは、トイレのある場所のみとなります。トイレ以外のご利用の場合は事前に浪江町役場総務課に申し込みください。

問い合わせ

総務課 防災安全係

TEL 0240-34-0229



双葉町からのお知らせ

借上げ住宅の供与期間の延長について

8月30日HP更新

福島県は、借上げ住宅(賃貸型応急住宅)の供与期間について、

供与期間を1年延長し、令和7年3月末まで

とすることに決定しましたのでお知らせします。

令和7年4月以降の延長については、福島県が今後判断しその取り扱いについて、改めて本町に通知があります。

なお、県外の借上げ住宅等の供与については、福島県から期間延長措置の要請をしているところですが、各都道府県の判断となりますので、避難先の自治体にご確認ください。

▶ 借上げ住宅の供与期間の延長について(福島県からのお知らせ) [PDF]

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/7610/0703kariageencho.pdf>



【問い合わせ先】

福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル

 0120-303-059

受付時間: 午前9時～午後5時

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126



福島県からのお知らせ

ALPS処理水に係る海域モニタリング結果

8月27日HP更新

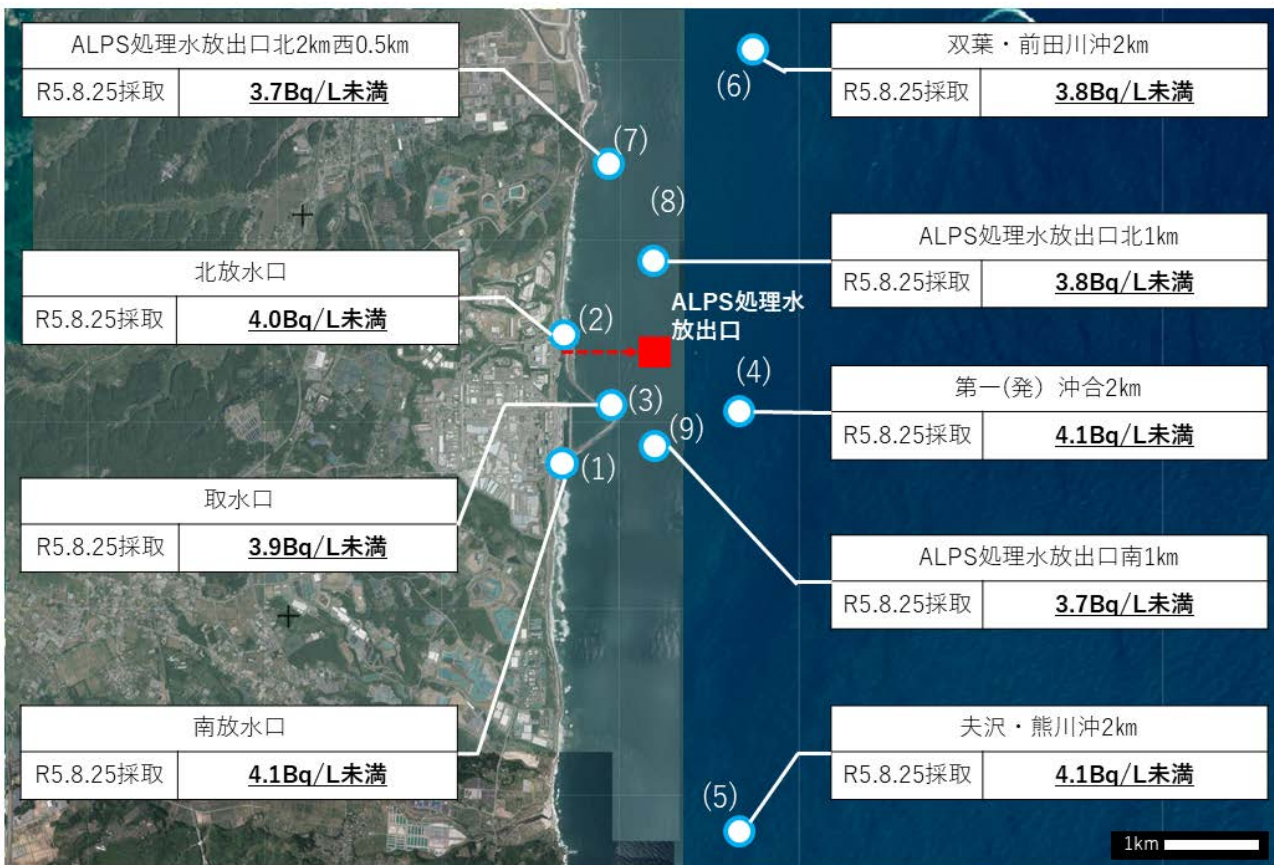
ALPS処理水に係る海域モニタリングについては、福島第一原発周辺海域において、これまで6測点(下記地図中(1)～(6))で実施してきましたが、海洋放出前の放射性物質濃度を詳細に把握し、放出後と比較するため、令和4年度から3測点(下記地図中(7)～(9))を追加し、計9測点で実施しています。

ALPS処理水の海洋放出後は、9測点におけるトリチウムのモニタリングを継続するとともに、新たに海水のトリチウム濃度を速やかに確認・公表するための迅速分析を実施しています。

また、セシウム137などのトリチウム以外の放射性物質についてもモニタリングを継続しています。

令和5年8月25日の調査結果(トリチウムの迅速分析)

令和5年8月25日に採水した海水のトリチウム濃度は、迅速分析を実施した結果、すべての測点で検出下限値未満(3.7～4.1Bq/L未満)であり、人や環境への影響がないことを確認しました。



地理院地図(電子国土web)から福島県が作成

次ページへ続きます

トリチウムの迅速分析については、検出下限値の目標を10Bq/Lとして、測定時間を短縮することなどにより、これまでよりも速やかに測定することができます。

検出下限値の目標10Bq/L未満であれば、日本全国における2015年度以降の海水の最大値20Bq/Lや排水に関する国の安全規制の基準およびWHOの飲料水の基準を下回っていることが確認できます。

なお、同じ測点において、電解濃縮法^{※1}により検出下限値を約0.1Bq/Lまで下げた測定を毎月実施します。

※1 トリチウムの性質を利用してトリチウムを濃縮してから測定する方法

▶ ALPS処理水に係る海水モニタリングの結果について(トリチウムの迅速分析・速報値) [PDF]
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/591741.pdf>



■環境省がALPS処理水海洋放出後に実施したトリチウムの迅速分析結果

採取日	測点数	測定結果
令和5年8月25日	11	検出下限値未満(7~8Bq/L未満)

▶ ALPS処理水に係る海域モニタリング情報(環境省)
<https://shorisui-monitoring.env.go.jp/>



■東京電力がALPS処理水海洋放出後に実施したトリチウムの迅速分析結果

採取日	測点数	測定結果
令和5年8月25日	10	検出下限値未満(5.5~7.6Bq/L未満)

▶ 処理水ポータルサイト(東京電力)
<https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/monitoring/>



問い合わせ

放射線監視室

TEL 024-521-8498

ALPS処理水放出に伴い風評被害が 発生した場合の賠償のご案内

当社はALPS処理水の放出による風評影響を最大限抑制すべく対策させていただくと共に、その上でもなお、ALPS処理水放出により風評被害が発生した場合には、統計データなどを活用して、対象地域における風評被害の有無を確認し、適切に賠償いたします。

また、外国政府からの禁輸措置等により国内の事業者さまに輸出に係る被害が発生した場合は、適切に賠償させていただきます。

2023年10月2日よりご請求書の発送のご依頼を受付開始し、11月20日から順次、ご請求書を発送させていただき、ご請求の受付を開始いたします。既に被害が発生しているとお申し出をいただいた場合は、個別にご事情をお伺いして対応させていただきます。

ご案内にあたって

関係団体等の皆さまからいただいた様々なご意見等を踏まえて、2022年10月に賠償に関する検討状況、12月に賠償の基本的な考え方を公表しております。

- ▶ 福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償に関する検討状況について(2022年10月7日)

https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/1664045_8712.html



- ▶ 福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準について(2022年12月23日)

https://www.tepco.co.jp/press/release/2022/1664524_8712.html



- ▶ ALPS処理水放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償のご案内

https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/compensation/alps/index-j.html



- ▶ 【動画】2023/8/22(火) 福島第一原子力発電所 ALPS処理水の海洋放出についての記者会見

https://www.tepco.co.jp/library/movie/detail-j.html?catid=61697&video_uuid=15041



問い合わせ

福島第一原子力発電所の処理水放出に関する損害賠償について

 0120-429-250

午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))

午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

双葉町公式X(旧Twitter)から

ただいま おかえり

8月26日、福島県復興祈念公園予定地の多目的広場で、避難指示解除から1年の記念イベント「ただいま おかえり 双葉の夏」が行われました。

見たことがないくらいの青空に双葉ダルマが描かれた六角凧が舞い上がり、運動会やキャンドルナイトも行われ思い出に残る1日になりました。



避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2023.8.30現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	33
原町区	3	3
南相馬市 計	16	36
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	54

発行/三条市総務部政策推進課 三條市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511